

毎週火、金曜日発行  
（休日におけるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

昭和三十三年五月十三日

鳥取県知事 遠 茂

## 鳥取県規則第十二号

鳥取県婦人更生資金貸付規則

（目的）

第一条 この規則は、壳春防止法（昭和三十一年法律第二百八十八号）第十六条第二項に規定する要保護女子（以下「要保護女子」という。）のうち、生業につく意思と能力を有し、かつ、生業につく見込みの確実な者に対する保護更生をはかる目的とする。

（貸付対象者）  
第二条 更生資金の貸付を受ける者は、要保護女子であつて、生業につく意思と能力を有し、かつ、生業に見込の確実な者とする。

## 規則

- ◆規則 鳥取県婦人更生資金貸付規則
- ◆告示 肝てつの検査及び駆除、豚コレラ予防注射並びに結核病、ブルセラ病検査の実施
- ◆土地改良事業の認可（北条川土地改良区）
- ◆土地改良区設立認可
- ◆教育職員免許状授与
- ◆選管告示 鳥取県選舉管理委員会の招集
- ◆教委告示 定例教育委員会の招集
- ◆公安規則 幹部派出所、巡查駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に關する規則の一部改正
- ◆公告 二級建築士資格選考第三次合格者

鳥取県婦人更生資金貸付規則をここに公布する。

第三条 知事は、この資金運営の大綱、貸付の決定、延

満利子の免除、償還期間の延長、一時償還及び貸付の停止について鳥取県婦人更生資金運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見をきくものとする。

（種類）

第四条 更生資金の種類は、次の四種類とする。

- 一 生業資金 生業を営むに必要な資金
- 二 支度資金 就職するに際して必要な支度に要する

資金

資金の種類	貸付限度	償還期間	据置期間	備考
生業資金	五〇、〇〇〇円以内	四年以内	一年以内	
支度資金	一五、〇〇〇円以内	二年以内	半年以内	
技能修得資金	月一、五〇〇円以内	二年以内	半年以内	貸付期間は半年を超えないものとする。ただし特別の場合は二年まで延長することができる。
生活資金	月三、〇〇〇円以内	三年以内	半年以内	〃

（注） 債還期間には据置期間を含めない。

据置期間の始期は、最終貸付を受けた日とする。

二 貸付利子  
年三分とする。ただし、据置期間中は、無利子とする。

三 債還方法  
年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還とする。

ただし、この資金の貸付を受けた者（以下「借受人」）

三 技能修得資金 事業を開始し又は就職するため必要な知識技能を修得する要する資金  
四 生活資金 技能修得資金の貸付を受けて技能を修得する期間中の生活費

（貸付条件）

第五条 更生資金は、次の条件によつて貸し付けるものとする。

- 一 貸付限度、償還期間及び据置期間

という。）の申出があるとき、いつでも線上償還をすることができる。

四 延滞利子

借受人が支払期日までに償還金を支払わなかつたと

きは支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、延滞元金百円について一日三銭の割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことについて、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、延滞利子を免除又は減額することができる。

五 保証人

この資金の貸付を受けようとする者は、信用確実な連帯保証人一名以上をたてなければならない。

（借入申込）

第六条 更生資金の貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、婦人更生資金借入申込書（様式第一号。以下「申込書」という。）をその居住地を管轄する婦人相談員を経由して婦人相談所長に提

出しなければならない。ただし、婦人相談員を設置しない市町村の区域内に居住地を有する者は、当該市町村長を経由して婦人相談所長に提出することができる。

2 前項の婦人相談員又は市町村長は、借入申込者から申込書の提出を受けたときは、第二号様式による借入申込者調査書（様式第二号。以下「調査書」という。）を添付して婦人相談所長に送付しなければならない。

3 婦人相談所長は、第一項の申込書及び前項の調査書を受けたときは、速かに送付意見書（様式第三号）及び婦人更生資金申込書送付書（様式第四号）を添付して知事に提出しなければならない。

（決定）

第七条 知事は、前条第三項の書類を受けたときは、運営委員会にはかつて適當と認めたものについては、貸付決定通知書（様式第五号）を、不適當と認めたものについては、貸付不承認通知書（様式第六号）を、それぞれ婦人相談所長を経由して借入申込者に送付しな

(借用証書及び資金の交付)

第八条 借入申込者は、前条の貸付決定通知書を受けたときは、婦人更生資金借用証(様式第七号)を作成し、本人及び保証人の印鑑証明書を添付して、婦人相談所長を経由し、知事に提出して貸付金の交付を受けるものとする。

2 更生資金は、一括、分括又は月決めの方法により交付するものとする。

(償還)

第九条 借受人は償還計画に従い指定期日までに所定の元金及び利子を婦人相談所長を通じ知事に償還しなければならない。

(償還期間の延長)

第十条 知事は、借受人が災害その他やむを得ない事情により、定められた償還期日までに資金の償還ができないと認めたときは、運営委員会にはかり、元金及び利子について償還期を延長することができる。

(一時償還)

第十一条 知事は、借受人が次の各号の一に該当するとときは、償還期日前であつても運営委員会にはかり、貸付金の全部又は一部を償還させ、又は将来に向つて更生資金の貸付を停止することができる。

一 借受人が事業を怠り成業の見込がないと認められたとき。

二 借受人がみだりに借入金の使途を変更し又は他に流用したとき。

三 借受人が故意に元金及び利子の償還を怠つたとき。

四 その他自立更生の実をあけることができないと認められたとき。

(届出)

第十二条 借受人は保証人が、氏名若しくは住所を変更した場合又は死亡若しくは行方不明となつた場合には、借受人、保証人若しくはその相続人は、すみやかに婦人相談所長を経由して知事に届け出なければならぬ。

第十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 様式第二号 借入申込者調査書

借入申込者	氏名	現住所						
住居の状況 自家 借家 借間 同居 番 概況								
家族の状況	氏名	続柄	性別	年令	職業	健康状態	身上概況	
世帯の状況	収入支出の状況	収入(月額)	支出(月額)	内生活費充当額				
	生活困窮の状況	保護歴						
	生活態度							
	世間の信用	特殊技能						
資産の状況								
親戚の状況	氏名	続柄	住所	援助の状況及び交際状況				
保証人に対する意見								
世帯に対する指導計画の内容								
他からの資金借入の有無	借入先及び使途	金額	借入年月日	返済予定期	未償還額	その他		
貸付に対する意見								
貸付決定上参考となる事項								
上記のとおり相違ありません。								
昭和 年 月 日 市町村長 婦人相談員								

注 (1) 収入支出の状況欄については事業費を含む支出総額及び生活費充当額を明記すること。  
 (2) 「保証人に対する意見」の欄については①特に本人の更生に関し有している関心の程度②保証債務の負担能力③連帯して負担することについての責任感の程度を記入すること。  
 (3) 世帯に対する指導計画内容欄については事業推進の計画の日月をおう具体的に(特に資金の使途を含めて)記入すること。  
 (4) 貸付に対する意見の欄については成功の見透しが確実であることを推量するに足る理由を記入すること。

## 様式第一号 婦人更生資金借入申込書

受付婦人相談員  
年月日 市町村  
由※※印

鳥取県受付	月	日	※受付決定年月日	取扱者			
受付番号			※決定番号				
借入申込	種類	※資金の種類					
	金額	金額					
	期間	貸付期間					
償還方法	年賦	半年賦	月賦	償還方法	年賦	半年賦	月賦
償還期間	年	月	定	償還期間	年	月	
据置期間			据置期間				
氏名			生年昭和 月日 大正 明治		年月日生		
借入申込者			現住所				
			本籍地				
連帯保証人	氏名	性別	男女	生年昭和 月日 大正 明治	年月日生		
	現住所	借入申込者との関係					
	職業	勤務先及びその所在地					
貸付を受けようとする理由							
現在の職業 及び事業計画	現在の職業		学歴	大学卒	高校卒	中学卒	小学卒
	職歴及びその年数						
	事業の種類		事業所の所在地				
	事業の内容						
	借入金の使途 及び事業計画						
事業の見通し 及び償還計画	事業の見通し						
	償還計画及びその財源						
鳥取県婦人更生資金を上記のとおり借入れたく申込みます。							
昭和 年 月 日 上記の借入に対し連帯して債務を負担いたします。							
鳥取県知事 遠藤 茂殿 借入申込者 連帯保証人							

注 (1) ※印は申込者において記入しないこと。  
 (2) 儿童方の欄は希望するものを○で囲むこと。  
 (3) 貸付を受けようとする理由の欄はなるべく詳しく述べること。

00983

昭和33年5月13日 火曜日 鳥取県公報 第2919号

## 様式第四号

## 婦人更生資金申込書送付書

婦人更生資金の貸付申請書を下記のとおり送付いたします。

生業資金	件	円
支度資金	件	円
技能習得資金	件	円
生活資金	件	円
計	件	円

昭和 年 月 日

婦人相談所長

印

鳥取県知事 厳

申請者氏名	資金の種類	申請金額
名		

- 注 (1) 貸付申請書全部について順位の上位のものから順次記入すること。  
(2) 申請者氏名欄の最下欄には実人員をもつて何名と記入すること。  
(3) 貸付申請書を一括添付すること。

00982

昭和33年5月13日 火曜日 鳥取県公報 第2919号 8

## 様式第三号

## 送付意見書

借入申込者氏名	
資金の借入が婦人更生資金の主旨に合致しているか	
本人、親族、保証人の状況より返済能力が認められるか、事業計画の内容が地域の実情に適しているか、また婦人相談員、市町村長の指導計画は適当か	
本人の更生見込について	
総合意見	

上記のとおり婦人更生資金に關し意見を申し上げますので御審議願います。

昭和 年 月 日

婦人相談所長

印

鳥取県知事 厳

注 複写式とし控は婦人相談所に保管する。

総合意見欄には順位を附すること。

00985

11 昭和33年5月18日 火曜日 鳥取県公報 第2919号

## 様式第六号

第 号

昭 和 年 月 日

鳥取県知事

殿

婦人更生資金貸付不承認決定通知書

昭和 年 月 日申請の婦人更生資金は審査の結果

下記理由により貸付不承認を決定したので通知します。

記

## 理 由

00984

昭和33年5月13日 火曜日 鳥取県公報 第2919号 10

## 様式第五号

第 号 昭 和 年 月 日

鳥取県知事

殿

婦人更生資金貸付決定通知書

昭和 年 月 日申請の婦人更生資金は申込書記載のとおり使用することを条件として下記のとおり貸付けることに決定したので通知します。おつて同封の借用証を婦人相談所に提出されたい。

記

区 分	事	項
貸付決定 番 号		
貸付金種類及び 金 額	貸付金種類	貸付金額 円
資金交付 方 法		
貸 付 期 間		
据 置 期 間		
償 還 期 間		
償 還 方 法		

00987

13 昭和33年5月13日 火曜日 鳥取県公報 第2919号

## 鳥取県告示第二百二号

## 告 示

次のように肝てつの検査及び駆除、豚コレラ予防注射並びに結核病、ブルセラ病検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定により牛、豚の所有者に對して検査、注射、駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年五月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ、豚コレラ、結核病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつの検査及び駆除

牛。ただし、生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

結核病、ブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月、分娩前一箇月、分娩後十日以

別表

牛の肝てつの検査駆除

実施月日 五月十四日 十五日  
実施区域 八頭郡若桜町池田 河原町国英

実施場所 中原家畜検診場  
山手

## 豚コレラ予防注射

豚。ただし、生後四十日、分娩前後一箇月以内のものと除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法

肝てつ検査—皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除—ヘキサクロロエタン製剤投与  
結核病検査—ツベルクリン皮内注射反応

ブルセラ病検査—ブルセラ急速凝集反応、試験管凝集反応

豚コレラ予防注射—豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第二百二号

00986

昭和33年5月13日 火曜日 鳥取県公報 第2919号 12

## 様式第七号

貸付番号 第 号

## 婦人更生資金借用書

資金の種類			
借用金額	総額	金	円也
	月額	金	円也
利子	年利	三分	
貸付期間			からまで
据置期間			からまで
償還期間			からまで
償還方法	一回	円宛	賦償還

上記のとおり借用しました。

ついては婦人更生資金貸付規則を固く守り県の指示に従つて相違なく償還いたします。

昭和 年 月 日

借受人 所住名  
氏

印

上記について連帶して保証いたします。

連帶保証人 所住名  
氏

印

鳥取県知事 殿

## 十六日 " 若桜町若桜、若桜 "

豚コレラ予防注射

実施月日

実施区域

実施場所

五月十九日

八頭郡郡家町

同上

二十一日

八頭郡丹比村

同上

二十日

八頭郡河原町

同上

結核病、ブルセラ病検査

前 檢	実 施 月 日	後 檢	実 施 区 域	実 施 场 所
五月 二十六日	五月 二十九日	八頭郡船岡町 船岡家畜検診	八頭郡船岡町 船岡家畜検診	八頭郡船岡町 船岡家畜検診

前 檢	実 施 月 日	後 檢	実 施 区 域	実 施 场 所
五月 二十七日	" 三十一日	"	智頭町、芦津 "	智頭町、芦津 "

前 檢	実 施 月 日	後 檢	実 施 区 域	実 施 场 所
五月 二十七日	" 三十日	"	北条川土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律五百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに	北条川土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律五百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに

## 鳥取県告示第二百三号

北条川土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律五百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに

行おうとする土地改良事業の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（暗渠排水）につき審査の結果、右申請を適当と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年五月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

## 一 縦覧に供すべき書類の名称

## 土地改良事業計画書の写

## 二 縦覧の期間

## 三 縦覧の場所

東伯郡北条町役場

## 四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第二百四号

西伯郡西伯町大字原田中栄一ほか十六人の者から、土地

改良法（昭和二十四年法律五百九十五号）第七条第一項の規定により、藤歩井手土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画（かんがい排水）及び定款につき審査の結果右申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年五月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

## 鳥取県告示第二百五号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十三年五月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

## 一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

## 定款の写

## 二 縦覧の期間

免許状の種類

番 号

氏 名

名

本 紙 地

授 与 年 月 日

高等学校助教諭免許状  
(家庭実習)  
昭三三高助第一号 河 田 陸 子 鳥取県東伯郡泊村泊 昭和三十三年五月七日

# 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年五月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 昭和三十三年五月十四日 午後一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

三 議題 (一) 投票日の観察について

(二) 投票、開票結果速報の取扱について

## 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年五月十三日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穂

一日時 昭和三十三年五月十四日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

## 公安委員会規則

鳥取県公安委員会規則第一号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、  
担任区域及び受持区域に関する規則の一部を改正する規  
則をここに公布する。

昭和三十三年五月十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、  
担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、  
担任区域及び受持区域等に関する規則(昭和二十九年鳥

00991

00990

三 議題 1 教育関係職員の勤務評定書及び報告書の  
決定について

2 定例報告

3 その他

取県公安委員会規則第七号)の一部を次のよう改正する。

### 別表一 幹部派出所の名称、位置及び担任区域中

鳥取県倉吉警察署	三朝巡査部長派出所	東伯郡三朝町大字三朝	第二十四号、第二十五号、第二十七号、第二十八号各巡査駐在所受持区域内一円
鳥取県倉吉警察署	神倉巡査部長派出所	東伯郡三朝町大字神倉	第二十六号及び第二十四号巡査駐在所受持区域内一円

別表二 巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中  
に改める。

鳥取県倉吉警察署	三朝町高橋巡査駐在所	三朝町大字高橋	三朝町のうち大字吉田、高橋、西小鹿、東小鹿、西尾、神倉、中津
鳥取県倉吉警察署	二六	" 大字高橋	" 大字吉田、高橋、西小鹿、東小鹿、西尾、神倉、中津

を

に改め、

鳥取県倉吉警察署

四二 神倉巡査部長派出所詰

三朝町大字神倉

三朝町のうち大字神倉、中津

は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は		
81	79	75	74	59	57	55	53	46	44	41	37	21	13	11	7	4	1	吉田 繁好	西原 克己	松島 条二	谷川 秀夫	上野須磨雄	眞嶋乾一郎	高野 忠	河西 河口	西村 坂本	上本 福本	米原 政治
河西 定夫	伊藤 芳儀	恒雄 利幸	梅正 実	時春 章	手嶋 利雄	高横 時春	高横 利雄	高横 利雄																				
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	は	は	は	は	は	は	は	は	は	は		
46	44	38	36	31	28	26	24	23	20	14	71	68	67	38	34	86	85	大川 明義	宿見 兵衛	岡村 敬高	岡村 敬高	山田 一弥	岡田 浩	長田 康重	新田 三三夫	本池 佐伯	中島 足立	荒木 一雄

(鳥取地区三一名、郡家地区一三名、倉吉地区二五名、  
米子地区二〇名)

に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	佐藤 昭信	新田 寿夫	佐藤 勇夫	市原 健	先本 憲正	82	80	79	57	54	47
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	柄川 岩雄	金山 清志	隈元 茂	松本 義幸	計	105	102	90	83		
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に											
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に											

八九名

を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

建築士法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百十四号)附則第二項の二級建築士資格選考による第三次合格者は次のとおりである。

昭和三十三年五月十三日

い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い
26	25	17	16	4	16	小谷 憲治	龜谷和次郎	4	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
木村 重夫	田川 進	岡崎 一清	鶴谷 一清																							
い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い
40	32	30	28	27	27	竹本 勝芳	横山 時雄	27	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
小坂 逸夫	北村 芳男	村谷 信夫																								

い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い
106	104	103	100	98	95	92	87	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
中西 和雄	岸田 良一	下田 岩次郎	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一	
ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ	ろ
38	37	36	31	22	19	16	12	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
山根 勝	川原 元旦	西本 隆	寺谷 元市	龜井 末広	田中 昌晃	森岡 英夫	八重垣 武男	盛田 繁正	竹内 龜男	中村 幹雄	沢田 寿雄	河本 立	中田 哲二	岡森 政孝	小林 博	谷口 孝夫	大佐古 徳好	遠藤 正夫	佐々木 勝美	勝田 彰	寺坂 藤一	岸田 良一	下田 岩次郎	寺坂 藤一	寺坂 藤一	寺坂 藤一